

感染症一覧表

野のゆり保育園

病名	登園停止期間	注意事項	登園許可書
麻疹 (はしか)	解熱後3日間を経過するまで	兄弟姉妹のうち1人が発病した場合は、発病の7日～14日までは他の兄弟姉妹の発病の観察期間	○必要
水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで(ワクチン接種している場合は新しい発疹が無くなるまで)	兄弟やクラスの子どもが発病してから14～21日の間は発病に注意	○必要
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになるまで	兄弟やクラスの子どもが発病してから14～21日の間は発病に注意	○必要
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺などの腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	兄弟やクラスの子どもが発病してから14～22日の間は発病に注意	○必要
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで	兄弟やクラスの子どもが発病してから14～21日の間は発病に注意	○必要
百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	病人が出た日から14日間は特に注意し、少しでも咳が出る時はすぐに医師の診察を受ける	○必要
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・眼症状・咽頭の発赤が消失後2日経過するまで	兄弟やクラスの子どもが発病してから3～5日は発病に注意	○必要
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで(発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)	クラスの子どもや家族が発病してから1～2日間くらい注意	○必要
結核	全身の症状が快復し、主治医の許可が出るまで	主治医の指示を受ける	○必要
流行性角結膜炎(はやり目)	目の充血が消失し目ヤニが出なくなるまで(眼科医の許可が必要)	眼科医の指示を受ける	○必要
急性出血性結膜炎	主治医により感染恐れがないと認められるまで(眼科医の許可が必要)	眼科医の指示を受ける	○必要
腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間以降の検便により、菌が陰性と確認されるまで	主治医の指示を受ける	○必要
溶血性レンサ球菌咽頭炎(溶連菌感染症)	抗菌薬内服後24時間以上経過し、発熱がなくなり、通常の食事が摂れるようになるまで	兄弟やクラスの子どもが発病してから1～4日位の間は発病に注意	○必要
感染性胃腸炎(嘔吐・下痢症)	嘔吐、下痢便が治癒して通常の食事が摂れ、体力が快復するまで	クラスの子どもが発病してから2～3日で発病	○必要
マイコプラズマ肺炎	発熱や特有の咳が軽快するまで	接触してから2～3週間は発病に注意	○必要
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事が摂れるようになるまで	接触してから2～6日位は発病に注意	○必要
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事が摂れるようになるまで	兄弟やクラスの子どもが発病してから2～4日は発病に注意	○必要
※伝染性膿痂疹(とびひ)	広い範囲、水疱のびらんが軽快するまで	虫さされ、あせも、擦り傷などから感染しやすい	×不要
※伝染性紅斑(りんご病)	体力が快復するまで	兄弟やクラスの子どもが発病してから7～14日の間は発病の観察期間。妊婦に感染すると危険。	×不要
※頭しらみ	必ず受診し治療を開始すれば登園可能	保育園での寝具類は毎日持ち帰り洗濯する	×不要
※突発性発疹	解熱後、体力が快復するまで	生後初めての発熱がこの病気というケースも多いため、熱性けいれんに注意	×不要

※上記以外の感染症でも登園許可証が必要な感染症:RSウイルス(解熱し、体力が快復するまで)

※とびひ・りんご病・頭しらみ・突発性発疹は、登園許可書不要ですが、医師の診断を受けてください。

また、診断後は保育園にお知らせください。